

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 講和発効前補償（5） 資料

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43679">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43679</a>

關係資料

外務省  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表  
 事務次長  
 官制官位  
 官職等表

注意  
 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

347

電信写

総番号(TA) 7671  
 70年 2月 19日 19時 55分 ナハ 猪 米北1  
 70年 2月 20日 21時 25分 本省 猪 米北1

外務大臣殿 岸 沖繩事務所長  
 5.45

講和前補償

79号 平 至急

(総務長官へ 79号)

1. いわゆる「講和前補償」につき講和前  
 人身障害被保障者連盟カツノ・チヨウノ  
 チロウ会長は、主席經由案第6月12日付弁  
 務官あて書簡をもって人身障害について  
 該会系の住付不確定や肉題の理解不足の  
 ため、請求減小の275件につき弁務官の  
 特別の配慮を求めるところ、右請求に対し  
 米側は 1969年7月8日付カーペンター展

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

政官(寺崎)の主席あて書簡をもって  
 (1) 平和条約\*19年<sup>(A)</sup>より日本政府は、  
 尚建請求権を放棄している。  
 (2) 右規定の「3 除外例」に存している「  
 何れかの連合国が制定した法律」に該当  
 するものとして 1965年10月27日の上院参  
 事院会議No.32 公報 89-296が発表されたが、こ  
 れは PRE-PEACE TREATY CLAIMS REVIEW  
 COMMITTEE によつて、それ以前に (PREVI-  
 OUSLY) すてに承認され、かつ認可されて  
 弁務官が陸軍省に 1962年10月に送付した  
 クレームのみの支払をオーソライズし  
 ているのである。(これを受けて弁務官府令  
 60号(1967年1月10日)が公布された)。  
 (3) 下院外交委員会はその合同決議をもつ  
 て左記(2)による支払を「占領期間」  
 (1945年8月15日より 1952年4月27日まで)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に関連するすべての米国の義務の完全かつ最終的な支払いを構成するものであるとの見解を視認した。

(三) 従ってカワノ氏の要求は好意的態度は払い之を旨回答した経緯がある。

2. このほど上記クレームが19日の琉球局長会議で取上げられ、米側の回答に拘らず、今後とも上記連鑑をバウクアツアツのことも了承した旨20日付当地各紙の報道している。

3. 本件に関し、20日午後琉球政府アラガキ土地課長はオカノに対し、要旨次のとおり述べた由。

本件請求は上記米国公報89-296をすてに2,100万ドルが支払われ解決済みとされていること、その後補償請求が出て来たものの(同年10月現在で更に増え317件)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

公平の見地から請求認められつつも、弁務官に対し補償要求を取次いだものである(これが上記の如く却下されたため現在本土政府が)るが、占領期途中で被害を受けた者に対して支払っていること了解して、特別給付金に代りて本件請求を本土政府へ要請するラインで局長会議の意見が一応まとめられものである。

和敬教之す (関連文書送付) (3)

特 5

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

80

電信写

70年2月13日13時00分 北  
70年2月14日14時53分 北

外務大臣殿 岸外務事務次長

5,45

請和前補償 (連)

オカノ号 平 至意  
(総務長オカノ号)  
往電オカノ79号3の末尾に因り、

2/1日午前アラガキ土地課長はオカノに対し要旨次の通り述べた趣。

「19日の局長会議で「被補償者連盟」による本土政府宛要請を支援することが決定されたため来週早々に同連盟の要請を取次いだ恰好の琉球政府の書簡を貴事務所宛に発出する。客年7月8日付米側回答後本件要請を本土政府へ送付する方針は固まつていたが、同連盟において請求額の算出

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

奇安請書をより詳細に作成するための作業に手回取り今般漸く実現を見た次第である。

- 2 -

外務省